

# 一般用

平成25年分

## 消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

個人事業者用

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、所得税の青色申告決算書又は収支内訳書を基にして、消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。  
申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。
- 平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限は、**平成26年3月31日(月)**です。
- 平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告分の納期限は、**平成26年3月31日(月)**です。  
振替納税をご利用の方は、平成26年4月24日(木)が振替日です。



便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

※ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。



税務署 この社会あなたの税がいきている

## 手引きの構成

○ 基礎知識	3ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
○ 確定申告の準備	5ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
○ 確定申告の流れ	6ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの流れを説明します。
○ 消費税の税額計算	9ページ	設例を参考に、消費税額及び地方消費税額の計算方法を説明します。
○ 地方消費税の税額計算	16ページ	
○ その他の項目	18ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
○ 申告と納付	20ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
○ 所得税の決算額調整	21ページ	消費税及び地方消費税の納付税額、又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
○ 下書き用申告書等	22ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○ 消費税課税取引の判定表	27ページ	青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、判定表を掲載しています。
○ 振替納税の新規（変更）申込み	28ページ	振替納税の新規（変更）の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

## 申告書記入についての注意事項

OCR入力用の確定申告書は、機械で読み取ります。

記入する際は、次の事項に注意してください。

- ・ 申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。
- ・ 黒いインクのボールペンを使用してください。
- ・ 記入する際は、指定のマスの目の中に、大きく、ていねいに記入してください。



## ご相談は、最寄りの税務署にお電話ください。

◎ 国税庁では、納税者の方からの税に関する一般的な相談を、各国税局及び国税事務所に設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

税務署におかけになった電話は、すべて自動音声により案内していますので、用件に応じて番号を選択してください。

具体的には、国税に関する一般的な相談の場合は、「1」番を選択することにより、電話相談センターに転送され、担当者がお答えします。

(注) ・ガイダンスの途中でも選択できます。また、「番号が確認できません。」という案内があった場合は「トーン切替ボタン」(\*など)を押してから選択してください。

・おかけになった税務署までの電話料金でご利用いただけます。

◎ 国税庁ホームページでは、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税の改正や東日本大震災に係る特例措置などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください(国税庁ホームページアドレスは、www.nta.go.jp)。

## 確定申告が必要な方

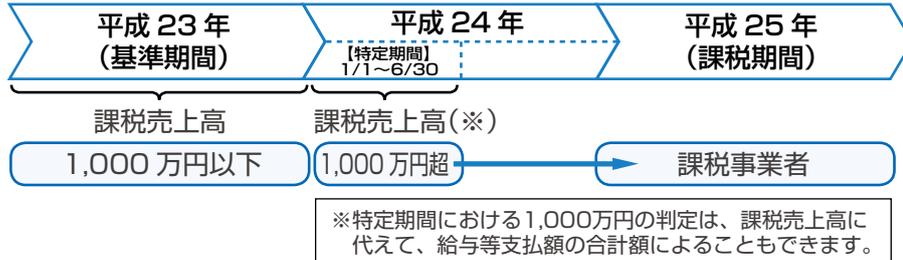
次のいずれかに該当する個人事業者の方は、平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、1枚の申告書でまとめて行います。

- ① **基準期間**（平成23年分）の**課税売上高**が1,000万円を超える方（下の図1を参照）
- ② **基準期間**（平成23年分）の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ ①、②に該当しない場合で、**特定期間**（平成24年1月1日から平成24年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える方（下の図2を参照）  
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

【図1】



【図2】



### 注意

- 上記①～③のいずれかに該当する場合は、平成25年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成25年分の確定申告が必要となります。
- 平成23年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成24年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方、また、上記③にも該当しない方は、免税事業者ですので、確定申告をすることができません。そのため、平成25年中に設備投資等を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合でも、還付を受けることができません。

## 消費税・地方消費税の納付税額

### 一般的な消費税の納付税額の計算方法

$$\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れに係る消費税額} = \text{消費税の納付税額}$$

### 地方消費税の納付税額の計算方法

$$\text{消費税の納付税額} \times 25\% = \text{地方消費税の納付税額}$$

## 消費税及び地方消費税と所得税の違い

### 消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上げや課税仕入れの金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。さらに、消費税の納付税額を基に地方消費税を計算します。

### 所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

### 用語解説

#### 基準期間

課税事業者か免税事業者か、及び簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。  
個人事業者の方の基準期間は、課税期間の前々年をいいます。

#### 課税期間

消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間です。  
原則として、個人事業者の方の課税期間は、暦年（1月1日から12月31日）をいいます。

#### 課税売上高

消費税が課税される取引の売上金額（消費税及び地方消費税を除いた税抜き金額）と、輸出取引などの免税売上金額の合計額です。

返品、値引きや割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額（消費税及び地方消費税を除いた税抜き金額）を控除した残額をいいます。  
ただし、免税事業者の売上げには、消費税相当額が含まれていませんので、平成23年が免税事業者の場合、その売上げ（非課税売上げ等を除く）が、そのまま平成23年分の課税売上高となります（税抜き処理は行いません）。

#### 課税売上げ・課税仕入れ

「課税売上げとは？」（3ページ）、「課税仕入れとは？」（4ページ）の項を参照してください。

### 消費税の納付税額の計算

消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を差し引いた金額です。

一般的に、課税仕入れに係る消費税額が、課税売上げに係る消費税額を上回る場合は、還付税額が生じます。

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## 課税売上げとは？

次の4つの要件をすべて満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

1. 国内において行う取引（国内取引）であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

### 注意 次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの（受取利息、土地（借地権等を含む）の売却代金・賃貸収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金など）や、社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引（医師の社会保険診療収入など）は課税売上げから除かれます。これらを非課税取引といいます。

また、保険金や消費税の還付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを非課税取引といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

### ■ 事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。

ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の50%（所得税では70%）以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

### ■ 不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入（不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等）は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの（地代）及び住宅の貸付けに係るもの（住宅家賃）を除いて、課税売上げとなります。

地代は、原則として課税売上げとはなりません。貸付期間が1か月に満たない場合や、駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。

また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりません。貸付期間が1か月に満たない場合等は、課税売上げとなります。

なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

### ■ 譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に対して現物出資した場合も同様です。

例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合（新たに車両を購入するために下取りしてもらった場合も含む）の収入（下取りの場合は下取価格）は、課税売上げとなります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し引いた残額ではなく、売却代金の全額となります。

ただし、土地（借地権等を含む）の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

## 課税仕入れとは？

事業者が事業として、他の者から資産を譲り受け、もしくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。

例えば、商品又は製品等の棚卸資産の仕入れだけでなく、事業に使用する建物、機械、消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の車両の燃料代なども課税仕入れに含まれます。ただし、利子割引料及び保険料等の支払、また、土地の購入や賃借等は非課税取引ですので、課税仕入れとはなりません。課税対象とならない給与、賃金の支払等も課税仕入れに含まれません。

なお、消費税の免税事業者や消費者から棚卸資産等を仕入れたり、サービスの提供を受けた場合でも、課税仕入れとなります。

減価償却資産を購入した場合は、購入代金の全額がその年分の課税仕入れとなります（所得税ではその年分の減価償却費だけが必要経費となります）。

## 非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取引をいいます。

### 課税対象としてなじまないもの

- 土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券及び支払手段の譲渡等
- 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
- 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- 国等が行う一定の事務に係る役務の提供及び外国為替業務に係る役務の提供

### 社会政策的な配慮に基づくもの

- 社会保険医療の給付等
- 介護保険サービスの提供及び社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- 助産
- 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- 学校の授業料等
- 教科用図書の譲渡
- 住宅の貸付け

## 免税される輸出取引等

次のような輸出取引等は消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
- ③ 非居住者に対する役務の提供（国内に所在する資産に係る運送等、国内における飲食等を除く）

### 注意

給料・賃金、専従者給与の支払などは課税仕入れとはなりません。従業員の通勤手当（通勤に通常必要な金額）は、課税仕入れとなります。

## 帳簿と請求書等の両方の保存

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、その事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、課税仕入れ等に係る消費税の控除が認められません。



## 消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、申告書①欄から⑩欄までと、付表2を記入します。

→詳細は9～15ページ

### 申告書① 課税標準額（税額計算の基本となる金額）を計算する

step.1 課税取引の内容を整理します。

平成25年分の青色申告決算書等の各欄から、課税取引金額計算表〔表イ〕に金額を転記し、消費税の課税取引金額を計算します。

課税標準額の計算には、課税取引金額計算表〔表イ〕と、課税売上高計算表〔表ロ〕を使用します。

step.2 課税売上高の合計を計算します。

$$\text{売上金額} - \text{課税売上げに} = \text{課税売上高} \\ \text{ならないもの} \quad \text{(税込み)}$$

step.3 申告書①課税標準額を計算します。

$$\text{課税売上高} \times \frac{100}{105} = \text{①課税標準額} \\ \text{(税込み)}$$

**Q. 売上金額には何が含まれますか？**

**A.** 営業・農業などの事業所得、不動産所得に係る売上金額、業務用固定資産などの売却代金などを含みます。

### 申告書② 消費税額を計算する

申告書①課税標準額に税率を掛けて、申告書②消費税額を計算します。

$$\text{①課税標準額} \times 4\% = \text{②消費税額}$$

課税取引金額計算表〔表イ〕で計算した各所得の課税仕入高の合計を、課税仕入高計算表〔表ハ〕を使用して計算します。

### 申告書④ 控除対象仕入税額を計算する

step.1 課税仕入高の合計を計算します。

$$\text{仕入等の金額} - \text{課税仕入れに} = \text{課税仕入高} \\ \text{ならないもの}$$

控除対象仕入税額の計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表2〕を使用します。

step.2 課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

$$\text{課税売上額 (税抜き)} + \text{免税売上額} = \text{課税資産の譲渡等の対価の額}$$

step.3 資産の譲渡等の対価の額を計算します。

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} + \text{非課税売上額} = \text{資産の譲渡等の対価の額}$$

step.4 課税売上割合を計算します。

資産の譲渡等の対価の額 (step.3) に占める、課税資産の譲渡等の対価の額 (step.2) の割合を計算します。

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} \div \text{資産の譲渡等の対価の額} = \text{課税売上割合}$$

step.5 課税仕入れに係る消費税額を計算します。

$$\text{所得区分ごとの} \times \frac{4}{105} - \text{仕入対価の} \times \frac{4}{105} = \text{課税仕入れに係る} \\ \text{課税仕入高の合計} \quad \text{返還等の金額} \quad \text{消費税額}$$

step.6 課税貨物に係る消費税額を計算します。

※ 保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額がある場合に計算します。

step.7 納税義務の免除を受ける、又は受けなくなる場合は、消費税額の調整を行います。

※ 平成24年分において免税事業者であった方が、平成25年分から課税事業者となった場合、又は平成25年分において課税事業者であった方が、平成26年分から免税事業者になる場合に棚卸資産に係る消費税額の調整を行います。

## step.8 課税仕入れ等の税額の合計額を計算します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} + \text{課税貨物に係る消費税額} \pm \text{消費税額の調整額} = \text{課税仕入れ等の税額の合計額}$$

## step.9 ~ 11 控除対象仕入税額を計算します。

- 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合（6ページのstep.4）が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

- 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合（6ページのstep.4）が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算した金額が控除対象仕入税額となります。

### <個別対応方式>

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げのみ対応するもの} + \left( \text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの} \times \text{課税売上割合} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

### <一括比例配分方式>

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

- ※ 調整対象固定資産に係る消費税額の調整が必要な場合には、その調整額を加減算して申告書④控除対象仕入税額を計算します。

注意

一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

## 申告書③ 控除過大調整税額を計算する

- ※ 貸倒回収等があった場合に計算します。

## 申告書⑤ 返還等の対価に係る税額や、 申告書⑥ 貸倒れに係る税額を計算する

- ※ 該当する場合に計算します。

## 申告書⑦ 控除する税額の小計を計算する

申告書④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税額の合計額を計算します。

## 申告書⑧ 還付を受ける消費税額（控除不足還付税額） 又は 申告書⑨ 差引税額を計算する

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑧控除不足還付税額 又は ⑨差引税額}$$

## 申告書⑪ 納付する消費税額（納付税額） 又は

## 申告書⑫ 還付を受ける金額（中間納付還付税額）を計算する

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額 又は ⑫中間納付還付税額}$$

## 申告書⑮ 課税資産の譲渡等の対価の額と、 申告書⑯ 資産の譲渡等の対価の額を記入する

申告書④ step.2、3 の計算結果を記入します。

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

### 貸倒れが生じた場合は

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

### Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 中間申告に係る税額が確定申告での税額を上回った場合、又は課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回った場合は、還付申告となります。

# 地方消費税額を計算する

地方消費税の税額を計算し、申告書⑰欄から⑳欄までを記入します。

→詳細は 16～17 ページ

## 申告書⑰⑱ 課税標準となる消費税額を転記する

申告書⑧控除不足還付税額又は⑨差引税額の計算結果を転記します。

## 申告書⑲ 還付を受ける地方消費税額（還付額）又は

## 申告書⑳ 納付する地方消費税額（納税額）を計算する

$$\begin{array}{l} \text{⑰控除不足還付税額} \\ \text{又は} \\ \text{⑱差引税額} \end{array} \times 25\% = \begin{array}{l} \text{⑲還付額} \\ \text{又は} \\ \text{⑳納税額} \end{array}$$

## 申告書㉑ 納付譲渡割額を計算する

申告書⑳納税額から㉑中間納付譲渡割額を差し引いて計算します。

## 申告書㉒ 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する

$$\begin{array}{l} \left( \text{①納付税額} + \text{㉑納付譲渡割額} \right) - \left( \text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑲還付額} + \text{㉑中間納付還付譲渡割額} \right) \\ = \text{㉒消費税及び地方消費税の合計額} \end{array}$$

# その他の項目を記入する

→詳細は 18～19 ページ

## 納税地・名称・氏名や付記事項・参考事項などを記入する

# 申告と納付

申告書の提出と、納付を行います。

→詳細は 20 ページ

提出が必要な書類については、5 ページを参照してください。

## 申告書を提出する

確定申告書の提出方法は 3 通りあります。

1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する。
2. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する。
3. e-Tax で申告する。

## 消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は 3 通りあります。

1. 振替納税を利用する。
2. 現金に納付書を添えて納付する。
3. e-Tax で納付する。

### 振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。なお、振替納税のお申し込みは 28 ページ「振替納税の新規（変更）申込み」をご利用ください。

## (参考) 平成 26 年分の中間申告・納付について

平成 25 年分の確定消費税額（申告書⑨欄の差引税額）が 48 万円を超えた方は、次の区分に応じて平成 26 年分の中間申告・納付が必要となります。

- ・「48 万円を超え 400 万円以下の方（年 1 回の中間申告・納付）」  
平成 25 年分の確定消費税額の 6/12 の消費税額とその 25% の地方消費税額を平成 26 年 9 月 1 日（月）までに申告・納付してください。
- ・「400 万円を超え 4,800 万円以下の方（年 3 回の中間申告・納付）」及び「4,800 万円超の方（年 11 回の中間申告・納付）」  
申告・納付期限等につきましては、最寄りの税務署におたずねください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者は、消費税の中間納付税額の 25% 相当の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。  
申告と納付は、期限内に正しく行ってください。

設例を参考に、消費税額を計算します。

## 申告書① 課税標準額を計算する

課税期間（平成 25 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日）における、課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。

### step.1 課税取引の内容を整理します。

課税取引金額計算表〔表イ〕（22 ページ）を使用します。

- step.1-1 平成 25 年分の青色申告決算書等から、課税取引金額計算表〔表イ〕の A 欄に金額を転記します。
- step.1-2 A 欄の金額のうち、課税取引にならないものの金額を、B 欄に記入します。
- step.1-3 A 欄の金額のうち、課税取引になるものの金額（課税取引金額）（A 欄と B 欄の差額）を計算し、C 欄に記入します。

この手引きの 27 ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、消費税課税取引の判定表を掲載していますので、ご利用ください。

農業所得、不動産所得がある場合は、それぞれの課税取引金額計算表で、課税取引の内容を整理してください。

### 設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 平成 25 年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外にはありません。
- 基準期間である平成 23 年分の課税売上高は、19,951,456 円です。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（21 ページ参照）で行っています。
- 平成 24 年は免税事業者でした。
- 平成 25 年分の所得税の青色申告決算書の各欄から、課税取引金額計算表へ転記した決算額は以下のとおりです。

- なお、消費税及び地方消費税に関する次の特記事項があります。
- ・売上（収入）金額 25,280,000 円には、課税取引にならないビール券の売上高 350,000 円が含まれています。
  - ・期首商品棚卸高はすべて免税事業者であった平成 24 年中に仕入れたもので、すべて課税取引に係るものです。
  - ・仕入金額 17,470,000 円には、課税取引にならないビール券の仕入高 320,000 円が含まれています。
  - ・水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、修繕費、消耗品費、雑費は、すべて課税取引に係るものです。
  - ・福利厚生費は、すべて労災保険や雇用保険の、雇用主負担分です。
  - ・給料賃金 1,233,000 円には、従業員の通勤手当（課税取引）33,000 円が含まれています。
  - ・地代家賃は、すべて地代（非課税取引）です。

- このほかに、店舗を改装し、シャッター代 600,000 円と、陳列棚代 320,000 円を支払っています。また、配達用の車両を 280,000 円で売却しました。
- 売上げや仕入れに係る返品、値引き、割戻しの金額がありますが、それらの金額は売上金額又は仕入金額から直接減額する方法で経理処理しています。

平成 25 年 3 月 14 日 損益計算書 (自 12 月 31 日)

FA0203

千代田区霞ヶ関3-1-1 甲野 太郎 (代表取締役)

小売業 甲野商店

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額	25,280,000	減価償却費	4,720,640
雑収入を含む		福利厚生費	81,000
期首商品棚卸高	1,741,000	給料賃金	1,233,000
仕入金額	17,470,000	雑費	48,000
小計	19,211,000	計	4,871,640
期末商品棚卸高	1,792,000		
差引原価	17,419,000		
差引金額	7,861,000		
租税公課	180,000		
荷造運賃	-		
水道光熱費	105,000		
旅費交通費	69,000		
通信費	167,000		
広告宣伝費	96,000		
接待交際費	76,000		
損害保険料	105,000		
修繕費	121,000		
消耗品費	201,000		
減価償却費	4,720,640		
福利厚生費	81,000		
給料賃金	1,233,000		
外注工賃	-		
利子割引料	107,000		
地代家賃	120,000		
貸倒金	-		
雑費	48,000		
計	3,181,064		
差引金額	4,679,936		

〔表イ〕 課税取引金額計算表 (平成 25 年分)

step.1-1 step.1-2 step.1-3 (事業所得用)

科目	A 決算額	B Aのうち課税取引にならないもの	C (A-B) 課税取引金額
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	25,280,000	350,000	24,930,000
期首商品棚卸高 ②	1,741,000		
仕入金額 ③	17,470,000	320,000	17,150,000
小計 ④	19,211,000		
期末商品棚卸高 ⑤	1,792,000		
差引原価 ⑥	17,419,000		
差引金額 ⑦	7,861,000		
租税公課 ⑧	180,000	180,000	0
荷造運賃 ⑨	-	-	-
水道光熱費 ⑩	105,000		105,000
旅費交通費 ⑪	69,000	0	69,000
通信費 ⑫	167,000	0	167,000
広告宣伝費 ⑬	96,000	0	96,000
接待交際費 ⑭	76,000	0	76,000
損害保険料 ⑮	105,000	105,000	0
修繕費 ⑯	121,000		121,000
消耗品費 ⑰	201,000		201,000
減価償却費 ⑱	4,720,640	4,720,640	0
福利厚生費 ⑲	81,000	81,000	0
給料賃金 ⑳	1,233,000	1,200,000	33,000
外注工賃 ㉑	-	-	-
利子割引料 ㉒	107,000	107,000	0
地代家賃 ㉓	120,000	120,000	0
貸倒金 ㉔	-	-	-
雑費 ㉕	48,000	0	48,000
計 ㉖	3,181,064	2,265,064	916,000
差引金額 ㉗	4,679,936		

- はじめに
- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
  - 消費税の税額計算
  - 地方消費税の税額計算
  - その他の項目
- 申告と納付
- 所得税の決算額調整
- 下書き用申告書等

## step.2 課税売上高の合計を計算します。

課税売上高計算表〔表口〕(23 ページ)を使用します。

### step.2-1

課税取引金額計算表(事業所得用)〔表イ〕①欄の内容を転記します。

→表口①～③欄にそれぞれ記入します。

### step.2-2

課税取引金額計算表(農業所得用)④欄の内容を転記します。

→表口④～⑥欄にそれぞれ記入します。

### step.2-3

課税取引金額計算表(不動産所得用)④欄の内容を転記します。

→表口⑦～⑨欄にそれぞれ記入します。

### step.2-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

→表口⑩～⑫欄を使用します。

### step.2-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

→表口⑬～⑮欄を使用します。

### step.2-6

差引課税売上高の合計額を計算します。

→表口⑯欄を使用します。

## step.3 申告書①課税標準額を計算します。

### step.3-1

課税売上高の合計(表口⑯欄)に100/105を掛けて、課税取引に係る売上げの合計金額を計算します。

※ 税抜経理方式によっている場合は、課税売上高の合計額に、課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算した金額に、100/105を掛けて、課税標準額を計算します。

$$\text{課税売上高 (税込み)} \times \frac{100}{105} = \text{①課税標準額}$$

→表口⑰欄を使用します。

### step.3-2

step.3-1の計算結果(表口⑰欄)の、1,000円未満の端数を切り捨て、申告書①欄に転記します。

## 設例 甲野商店の場合：表口

### step.2-1

表口①欄に、表イ①A欄 25,280,000 円を転記します。

表口②欄に、表イ①B欄 350,000 円を転記します。

表口③欄に、表イ①C欄 24,930,000 円を転記します。

### step.2-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。

差引課税売上高は、280,000 円 - 0 円 = 280,000 円と求められます。

### step.2-6

課税売上高の合計は、

24,930,000 円 + 280,000 円 = 25,210,000 円と求められます。

### step.3-1

表口⑰欄は、

25,210,000 円 ×  $\frac{100}{105}$  = 24,009,523 円と求められます。

### step.3-2

step.3-1 24,009,523 円の1,000円未満の端数を切り捨て、課税標準額は 24,009,000 円となります。

甲野商店の課税売上高計算表は、以下のとおりです。

事業所得に係る課税売上高	項目	金額	
営業所得	損益計算書の売上(収入)金額 (課税取引金額計算表(事業所得用)の①A欄の金額)	25,280,000	①
	①のうち、課税売上げにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)の①B欄の金額)	350,000	②
	差引課税売上高(①-②) (課税取引金額計算表(事業所得用)の①C欄の金額)	24,930,000	③
農業所得	損益計算書の収入金額 (課税取引金額計算表(農業所得用)の④A欄の金額)	-	④
	④のうち、課税売上げにならないもの (課税取引金額計算表(農業所得用)の④B欄の金額)	-	⑤
	差引課税売上高(④-⑤) (課税取引金額計算表(農業所得用)の④C欄の金額)	-	⑥
不動産所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額 (課税取引金額計算表(不動産所得用)の④A欄の金額)	-	⑦
	⑦のうち、課税売上げにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)の④B欄の金額)	-	⑧
	差引課税売上高(⑦-⑧) (課税取引金額計算表(不動産所得用)の④C欄の金額)	-	⑨
所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額	-	⑩
	⑩のうち、課税売上げにならないもの	-	⑪
	差引課税売上高(⑩-⑪)	-	⑫
業務用固定資産等の譲渡に係る課税売上高	業務用固定資産等の譲渡収入金額	280,000	⑬
	⑬のうち、課税売上げにならないもの	0	⑭
	差引課税売上高(⑬-⑭)	280,000	⑮
課税売上高の合計額	(③+⑥+⑨+⑫+⑮)	25,210,000	⑯
課税標準額の計算	(⑯欄の金額) $25,210,000 \times \frac{100}{105}$ 税抜経理方式によっている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	24,009,523	⑰
	⑰欄の金額を申告書(一般用・簡易課税用)の「①」欄に記入します(1,000円未満の端数切捨て)。	(1円未満の端数切捨て)	

step.2-1

step.2-2

step.2-3

step.2-4

step.2-5

step.2-6

step.3-1

step.3-2

## 申告書② 消費税額を計算する

申告書①課税標準額(1,000円未満切捨て)に、消費税(国税)の税率4%を掛けて、消費税額を計算します。この計算結果を申告書②欄に記入します。

$$\text{①課税標準額} \times 4\% = \text{②消費税額}$$

## 設例 甲野商店の場合

消費税額は、

課税標準額 24,009,000 円 × 4% = 960,360 円と求められます。

# 申告書④ 控除対象仕入税額を計算する

## step.1 課税仕入高の合計を計算します。

課税仕入高の合計の計算には、課税仕入高計算表〔表八〕（24 ページ）を使用します。

### step.1-1

課税取引金額計算表（事業所得用）〔表イ〕の内容を基に、課税仕入高計算表〔表八〕に計算して記入します。

→表八 ①～③欄を使用します。

### step.1-2

課税取引金額計算表（農業所得用）③欄の内容を転記します。

→表八 ④～⑥欄を使用します。

### step.1-3

課税取引金額計算表（不動産所得用）④欄の内容を転記します。

→表八 ⑦～⑨欄を使用します。

### step.1-4

その他の所得に係る課税仕入高がある場合は、仕入等の金額と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表八 ⑩～⑫欄を使用します。

### step.1-5

業務用固定資産等の取得に係る課税仕入高がある場合は、取得費用等と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表八 ⑬～⑮欄を使用します。

### step.1-6

課税仕入高の合計を計算します。

→表八 ⑯欄を使用します。

### step.1-7

課税仕入高の合計（step.1-6）に4/105を掛けて、課税仕入れに係る消費税額を計算します。

→表八 ⑰欄を使用します。

## 設例 甲野商店の場合：表八

### step.1-1

表八 ①欄は、表イ ①欄 17,470,000 円 + 表イ ②欄 3,181,064 円 = 20,651,064 円

表八 ②欄は、表イ ③欄 320,000 円 + 表イ ④欄 2,265,064 円 = 2,585,064 円

表八 ③欄は、表イ ⑤欄 17,150,000 円 + 表イ ⑥欄 916,000 円 = 18,066,000 円  
とそれぞれ求められます。

### step.1-5

店舗の改装によるシャッターと陳列棚の代金は、業務用固定資産等の取得に該当します。

差引課税仕入高は、

(シャッター代金 600,000 円 + 陳列棚代金 320,000 円) - 課税仕入れにならないもの 0 円  
= 920,000 円と求められます。

### step.1-6

課税仕入高の合計は、

事業所得に係る仕入高 18,066,000 円 + 業務用固定資産の取得に係る仕入高 920,000 円 = 18,986,000 円  
と求められます。

### step.1-7

課税仕入れに係る消費税額は、

課税仕入高の合計 18,986,000 円 ×  $\frac{4}{105}$  = 723,276 円と求められます。

甲野商店の課税仕入高計算表は、以下のとおりです。

項		目	金額
事業所得に係る課税仕入高	営	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計 (課税取引金額計算表(事業所得用)の③A欄の金額と③B欄の金額の合計額)	① 20,651,064
	業	①のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)の③B欄の金額と③C欄の金額の合計額)	② 2,585,064
	等	差引課税仕入高(①-②)	③ 18,066,000
不動産所得に係る課税仕入高	農	損益計算書の経費の合計額 (課税取引金額計算表(農業所得用)の③A欄の金額)	④ -
	業	④のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(農業所得用)の③B欄の金額)	⑤ -
	業	差引課税仕入高(④-⑤)	⑥ -
所得に係る課税仕入高	課	損益計算書の必要経費の合計額 (課税取引金額計算表(不動産所得用)の④A欄の金額)	⑦ -
	税	⑦のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)の④B欄の金額)	⑧ -
	仕	差引課税仕入高(⑦-⑧)	⑨ -
業務用固定資産等の取得に係る課税仕入高	課	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	⑩ -
	税	⑩のうち、課税仕入れにならないもの	⑪ -
	仕	差引課税仕入高(⑩-⑪)	⑫ -
消費税率の計算に係る課税仕入れ	業	業務用固定資産等の取得費	⑬ 920,000
	務	⑬のうち、課税仕入れにならないもの	⑭ 0
	用	差引課税仕入高(⑬-⑭)	⑮ 920,000
課税仕入高の合計額(③+⑥+⑨+⑫+⑮)		⑯	18,986,000
消費税率の計算 (⑯の金額) $18,986,000 \text{ 円} \times \frac{4}{105}$		⑰	723,276

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.2 から 11 までの計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表 2〕(25 ページ) を使用します。

## step.2 課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

### step.2-1

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表 2〕に、課税売上額、免税売上額、非課税資産の輸出等の金額等を記入します。

→付表 2 ①～③欄に記入します。

### step.2-2

課税資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表 2 ①～③欄の合計)。

→付表 2 ④欄を使用します。

## step.3 資産の譲渡等の対価の額を計算します。

### step.3-1

課税資産の譲渡等の対価の額(step.2-2)、表口の各所得の課税売上げにならないもののうち非課税売上額を記入します。

→付表 2 ⑤、⑥欄に記入します。

### step.3-2

資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表 2 ⑤欄と⑥欄の合計)。

→付表 2 ⑦欄を使用します。

## step.4 課税売上割合を計算します。

課税資産の譲渡等の対価の額(課税売上高)(step.2-2)を、資産の譲渡等の対価の額(総売上高)(step.3-2)で割ります。

(注)課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

## step.5 課税仕入れに係る消費税額を計算します。

課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)に表八で計算した課税仕入高の合計(表八 ⑯欄)を、課税仕入れに係る消費税額に表八 ⑰欄をそれぞれ記入します。

→付表 2 ⑧、⑨欄に記入します。

## step.6 課税貨物に係る消費税額を記入します。

保税地域から引き取った課税貨物に課せられた消費税額、又は課せられるべき消費税額がある場合に記入します。

→付表 2 ⑩欄に記入します。

## step.7 納税義務の免除を受ける、又は受けなくなる場合の、消費税額の調整額を計算します。

→付表 2 ⑪欄を使用します。A に該当する場合は加算、B に該当する場合は減算することになります。

### A 平成 24 年分は免税事業者だったが、平成 25 年分から課税事業者となった場合の消費税額の調整額

平成 24 年 12 月 31 日に所有していた棚卸資産のうち、免税事業者であった課税期間中に国内において譲り受けた棚卸資産で、課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用  $\times \frac{4}{105} =$  消費税額の調整額

### B 平成 25 年分は課税事業者であるが、平成 26 年分から免税事業者となる場合の消費税額の調整額

平成 25 年 12 月 31 日に所有していた棚卸資産のうち、平成 25 年中に国内において譲り受けた棚卸資産で、課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用  $\times \frac{4}{105} =$  消費税額の調整額

## step.8 課税仕入れ等の税額の合計額を計算します。

課税仕入れに係る消費税額(step.5)、課税貨物に係る消費税額(step.6)、消費税額の調整額(step.7)の合計を計算します。

→付表 2 ⑫欄を使用します。

## 設例 甲野商店の場合：付表 2 の計算

### step.2-1

付表 2 ①欄に、表口 ⑰欄 24,009,523 円を転記します。

### step.2-2

課税資産の譲渡等の対価の額は、

課税売上額(税抜き) 24,009,523 円 + 0 円 + 0 円 = 24,009,523 円と求められます。

### step.3-1

付表 2 ⑤欄に、step.2-2 24,009,523 円を転記します。

付表 2 ⑥欄に、表口 ②欄 350,000 円を転記します。

### step.3-2

資産の譲渡等の対価の額は、

課税資産の譲渡等の対価の額 24,009,523 円 + 非課税売上額 350,000 円 = 24,359,523 円と求められます。

### step.4

課税売上割合は、

課税資産の譲渡等の対価の額 24,009,523 円 ÷ 資産の譲渡等の対価の額 24,359,523 円 = 98.5 % と求められます。

### step.5

付表 2 ⑧欄に、表八 ⑯欄 18,986,000 円を転記します。

付表 2 ⑨欄に、表八 ⑰欄 723,276 円を転記します。

### step.7

甲野商店は、平成 25 年分から新たに課税事業者となったので、納税義務の免除を受けないこととなった場合の消費税額の調整額を行います。

消費税額の調整額は

期首欄卸高 1,741,000 円  $\times \frac{4}{105} =$  66,323 円と求められます。

### step.8

課税仕入れ等の税額の合計額は

課税仕入れに係る消費税額 723,276 円 + 課税貨物に係る消費税額 0 円 ± 消費税の調整額 66,323 円 = 789,599 円と求められます。

### step.9

課税期間中の課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95% 以上(step.4 98.5%) なので、甲野商店は課税仕入れ等の税額の合計額を、全額控除します。

**step.9 控除対象仕入税額を計算します。** →付表 2 ⑬～⑰欄を使用します。

**A** 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合 (step.4) が95% 以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

課税仕入れに係る消費税額の全額を控除します。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

**B** 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合 (step.4) が95% 未満の場合は、次のいずれかの方式で計算します。

**<個別対応方式>**

課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げ (免税売上げを含む) にのみ対応するもの、非課税売上げにのみ対応するもの、どちらにも共通して対応するものの、3つに区分して計算する方法です。

$$\text{課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げにのみ対応するもの} + \left( \frac{\text{課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの}}{\text{課税売上割合}} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

**<一括比例配分方式>**

課税仕入れに係る消費税額に、課税売上割合を掛けて、仕入控除税額を計算する方法です。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

※ 一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

**step.10 控除税額を調整します。**

→付表 2 ⑱～㉑欄を使用します。

次のいずれかに該当する場合は、控除税額の調整が必要です。

**A** 取得した調整対象固定資産に係る消費税額を、平成23年分の消費税の申告において次により控除した場合で、課税売上割合が著しく変動したときは、その調整額を計算し、付表 2 ⑱欄に記入します。

- 課税売上割合が95% 以上で、全額控除した場合
- 個別対応方式により、課税売上げと非課税売上げに共通して対応する課税仕入れとして控除した場合
- 一括比例配分方式により控除した場合

**B** 個別対応方式を適用している方が、取得した調整対象固定資産を、取得してから3年以内に、次により用途を変更した場合は、その調整額を計算し、付表 2 ⑲欄に記入します。

- 課税売上げにのみ要するものを、非課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合
- 非課税売上げにのみ要するものを、課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合

**設例 甲野商店の場合：付表 2**

甲野商店の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表は、以下のとおりです。

		課税期間	25.1.1～25.12.31	氏名又は名称	甲野 太郎
		項 目	金 額		
	課税売上額(税抜き)	①	24,009,523 円		
	免税売上額	②	0		
	非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③	0		
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	24,009,523		
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	24,009,523		
	非課税売上額	⑥	350,000		
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	24,359,523		
	課税売上割合(④/⑦)		[ 98.5 % ]		
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	18,986,000		
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×4/105)	⑨	723,276		
	課税貨物に係る消費税額	⑩	0		
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪	66,323		
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩+⑪)	⑫	789,599		
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額)	⑬	789,599		
課税5%売上高超過等が当てはまる場合は	個別対応方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭		
	一括比例配分方式	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑮		
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑭+(⑮×④/⑦))	⑯		
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑮×④/⑦)	⑰		
控除の税額調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱	0		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲	0		
差引	控除対象仕入税額[(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がプラスの時	⑳	789,599		
	控除過大調整税額[(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がマイナスの時	㉑	0		
	貸倒回収に係る消費税額	㉒	0		

**step.11 差引控除対象仕入税額を計算します。**

→付表 2 ㉑欄を使用します。

控除対象仕入税額 (step.9) と、控除税額の調整額 (step.10) の差額を計算します。

差額がプラス (正の値) の場合は、控除対象仕入税額 (付表 2 ㉑欄) です。計算結果を申告書④欄に転記します。差額がマイナス (負の値) の場合は、申告書③控除過大調整税額 (14 ページ) の項に進んでください。

**調整対象固定資産とは**

調整対象固定資産とは、建物 (附属設備を含む)、機械装置、車両運搬具、工具、備品等の資産で、一取引単位についての購入価額 (税抜き) が100万円以上のものをいいます。詳しくは税務署におたずねください。

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## 申告書③ 控除過大調整税額を計算する

step.11 (13 ページ) の計算結果がマイナス (負の値) の場合に、その計算結果を付表 2 ②欄に記入します。

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等 (以下、「貸倒債権」といいます) に含まれる消費税額を控除します。平成 25 年分の課税期間中に、過去に控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表 2 ②欄に記入します。

$$\text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{4}{105} = \text{貸倒回収に係る消費税額}$$

付表 2 ②控除過大調整税額と、付表 2 ②貸倒回収に係る消費税額を合計し、**申告書③欄**に記入します。

## 申告書⑤ 返還等対価に係る税額を計算する

課税売上げに対して、返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は、その返品、値引き等に係る消費税額を計算します。この計算結果を**申告書⑤欄**に記入します。

$$\text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{4}{105} = \text{⑤返還等対価に係る消費税額}$$

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

※ 申告書⑤欄に記載がある場合は、12 ページ step.2 の課税資産の譲渡等の対価の額は、課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額に 100/105 を掛けた金額を差し引いた金額となります。

## 申告書⑥ 貸倒れに係る税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等 (貸倒債権) に含まれる消費税額を控除します。

なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。計算結果を**申告書⑥欄**に記入します。

$$\text{貸倒れに係る金額} \times \frac{4}{105} = \text{⑥貸倒れに係る税額}$$

以下の貸倒回収や返還等対価及び貸倒れに係る税額については、**申告書③、⑤、⑥欄**の計算の必要はありません。

- ・免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収
- ・免税事業者であったときに行った課税売上げに係る返品、値引き等
- ・免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れ
- ・課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れ

## 申告書⑦ 控除税額の小計を計算する

申告書④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税額を合計し、⑦控除税額小計を計算します。計算結果を**申告書⑦欄**に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

設例 甲野商店の場合

控除税額小計は、

$$789,599 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 789,599 \text{ 円}$$

と求められます。

## 申告書⑨ 差引税額 又は 申告書⑧ 控除不足還付税額を計算する

課税売上げに係る消費税額 (消費税額と控除過大調整税額の合計額) から、控除税額小計を差し引いて差引税額を計算し、100 円未満を切り捨て、**申告書⑨欄**に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額}$$

※ 差引税額が 48 万円超の場合は、平成 26 年分の中間申告・納付が必要となります。8 ページを参照してください。

上記計算式の計算結果がマイナス (負の値) の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を**申告書⑧欄**に記入します。

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③控除過大調整税額} = \text{⑧控除不足還付税額}$$

設例 甲野商店の場合

差引税額は、

$$960,360 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 789,599 \text{ 円} = 170,761 \text{ 円} \rightarrow 170,700 \text{ 円}$$

(100 円未満切捨て)

と求められます。

## 申告書⑩ 中間納付税額（平成 25 年分の中間申告を行った方）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 25 年の消費税の中間納付税額の合計額を、**申告書⑩欄**に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3回分又は11回分）の消費税額を合計して**申告書⑩欄**に記入してください。

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## 申告書⑪ 納付税額を計算する

申告書⑨差引税額が⑩中間申告による納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を**申告書⑪欄**に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書⑪欄は空欄のまま、申告書⑫欄に進んでください。

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額}$$

### 設例 甲野商店の場合

納付税額は、

$$\text{差引税額 (100円未満切捨て)} \quad 170,700 \text{円} - 0 \text{円} \\ = 170,700 \text{円}$$

と求められます。

## 申告書⑫ 中間納付還付税額を計算する

申告書⑩中間申告による納付税額が、⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、**申告書⑫欄**に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

## 申告書⑮⑯ 課税資産の譲渡等の対価の額、及び資産の譲渡等の対価の額を記入する

申告書④ step.2-2（付表 2 ④）の課税資産の譲渡等の対価の額を、**申告書⑮欄**に転記します。

申告書④ step.3-2（付表 2 ⑦）の資産の譲渡等の対価の額を、**申告書⑯欄**に転記します。

### 設例 甲野商店の場合：申告書（消費税の税額計算）

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書①欄（9・10ページ）

$$25,210,000 \text{円} \times \frac{100}{105} = 24,009,523 \text{円} \rightarrow 24,009,000 \text{円} \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

申告書②欄（10ページ）

$$24,009,000 \text{円} \times 4\% = 960,360 \text{円}$$

申告書④欄（11・12ページ）

$$723,276 \text{円} + 0 \text{円} + 66,323 \text{円} = 789,599 \text{円}$$

申告書⑦欄（14ページ）

$$789,599 \text{円} + 0 \text{円} + 0 \text{円} = 789,599 \text{円}$$

申告書⑨欄（14ページ）

$$960,360 \text{円} + 0 \text{円} - 789,599 \text{円} = 170,761 \text{円} \\ \rightarrow 170,700 \text{円} \text{ (100円未満切捨て)}$$

申告書⑪欄（15ページ）

$$170,700 \text{円} - 0 \text{円} = 170,700 \text{円}$$

申告書⑮欄（12・15ページ）

付表 2 ④欄から転記します。

申告書⑯欄（12・15ページ）

付表 2 ⑦欄から転記します。

		この申告書による消費税の税額の計算											
		十	千	百	十	千	百	十	千	百	十	円	
課税標準額	①					2	4	0	0	9	0	0	0
消費税額	②									9	6	0	3
控除過大調整税額	③												
控除税額	控除対象仕入税額	④								7	8	9	5
	返還等対価に係る税額	⑤											
	貸倒れに係る税額	⑥											
控除税額小計	⑦									7	8	9	5
控除不足還付税額	⑧												
差引税額	⑨									1	7	0	7
中間納付税額	⑩											0	0
納付税額	⑪									1	7	0	7
中間納付還付税額	⑫											0	0
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬											
	差引納付税額	⑭										0	0
課税売上 割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮								2	4	0	0
	資産の譲渡等の対価の額	⑯								2	4	3	5

## 申告書⑰⑱ 地方消費税の課税標準となる消費税額

## 控除不足還付税額及び差引税額

申告書⑧欄に記入がある場合は、申告書⑧控除不足還付税額を申告書⑰欄に転記します。

申告書⑨欄に記入がある場合は、申告書⑨差引税額を申告書⑱欄に転記します。

## 申告書⑲ 譲渡割額 還付額を計算する

申告書⑰控除不足還付税額の25%を計算し、計算結果を申告書⑲欄に記入します。

納税申告となる場合は、申告書⑲欄は空欄のまま、申告書⑳欄に進んでください。

$$\text{⑰控除不足還付税額} \times 25\% = \text{⑲還付額}$$

## 申告書⑳ 譲渡割額 納税額を計算する

申告書⑱差引税額の25%を計算します。計算結果の100円未満を切り捨て、申告書⑳欄に記入します。

還付申告となる場合は、申告書⑳欄は空欄のまま、申告書㉑欄に進んでください。

## 設例 甲野商店の場合

納税額は、

$$170,700 \text{ 円} \times 25\% = 42,675 \text{ 円} \rightarrow 42,600 \text{ 円}$$

(100円未満切捨て)

と求められます。

## 申告書㉑ 中間納付譲渡割額（平成25年分の中間申告を行った方）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成25年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書㉑欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3回分又は11回分）までの地方消費税額を合計して申告書㉑欄に記入してください。

## 申告書㉒ 納付譲渡割額を計算する

申告書㉑納税額が、㉑中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉒欄に記入します。

差額がマイナス（負の値）となる場合は、申告書㉒欄は空欄のまま、申告書㉓欄に進んでください。

$$\text{⑳納税額} - \text{㉑中間納付譲渡割額} = \text{㉒納付譲渡割額}$$

## 設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、

$$42,600 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 42,600 \text{ 円}$$

と求められます。

## 申告書㉓ 中間納付還付譲渡割額を計算する

申告書㉑中間納付譲渡割額が、㉑納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉓欄に記入します。

$$\text{㉑中間納付譲渡割額} - \text{㉑納税額} = \text{㉓中間納付還付譲渡割額}$$

# 申告書⑳ 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する (納付又は還付)

納税する又は還付を受ける、消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、計算結果を申告書⑳欄に記入します。  
 なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（-）を記入してください。

$$\left( \text{①納付税額} + \text{②納付譲渡割額} \right) - \left( \text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑬還付額} + \text{⑭中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計税額}$$

## 設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の合計税額は、

$$\left( \text{納付税額 } 170,700 \text{ 円} + \text{納付譲渡割額 } 42,600 \text{ 円} \right) - \left( \text{控除不足還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{還付額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0 \text{ 円} \right) = 213,300 \text{ 円}$$

と求められます。

## 設例 甲野商店の場合：申告書（地方消費税の税額計算）

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書⑱欄（14・16ページ）

申告書⑨欄を転記します。

申告書⑳欄（16ページ）

$$170,700 \text{ 円} \times 25\% = 42,675 \text{ 円} \rightarrow 42,600 \text{ 円}$$

(100円未満切捨て)

申告書㉑欄（16ページ）

$$42,600 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 42,600 \text{ 円}$$

申告書㉒欄（17ページ）

$$\left( 170,700 \text{ 円} + 42,600 \text{ 円} \right) - \left( 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} \right) = 213,300 \text{ 円}$$

この申告書による消費税の税額の計算		千	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百
課税標準額	①				2	4	0	0	9	0	0	0	03
消費税額	②				9	6	0	3	6	0			06
控除過大調整税額	③												07
控除対象仕入税額	④				7	8	9	5	9	9			08
返還等対価に係る税額	⑤												09
税貸倒れに係る税額	⑥												10
控除税額小計	⑦				7	8	9	5	9	9			
控除不足還付税額	⑧												13
差引税額	⑨				1	7	0	7	0	0			15
中間納付税額	⑩									0	0		16
納付税額	⑪				1	7	0	7	0	0			17
中間納付還付税額	⑫									0	0		18
この申告書が修正申告である場合	⑬												19
差引納付税額	⑭										0	0	20
課税売上割合	⑮				2	4	0	0	9	5	2	3	21
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯				2	4	0	0	9	5	2	3	22
この申告書による地方消費税の税額の計算													
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰												51
差引税額	⑱				1	7	0	7	0	0			52
譲渡割額	⑲												53
納付割額	⑳				4	2	6	0	0				54
中間納付譲渡割額	㉑									0	0		55
納付譲渡割額	㉒				4	2	6	0	0				56
中間納付還付譲渡割額	㉓									0	0		57
この申告書が修正申告である場合	㉔												58
差引納付割額	㉕										0	0	59
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	㉖				2	1	3	3	0	0			60

㉖ = (①+②)-(⑧+⑫+⑬+⑭)・修正申告の場合㉖ = ⑪+⑯  
 ㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。続いて、その他の項目を記入します。

税額計算以外の必要事項を記入します。

## A 提出日・提出先税務署名・納税地・名称又は屋号・氏名・経理担当者氏名

### 提出日

申告書を提出する年月日を記入します。

### 提出先税務署名

申告書を提出する税務署名を記入します。

### 納税地・名称又は屋号

申告する事業者の現住所と電話番号、名称等をそれぞれ記入します。

### 氏名

申告者の氏名とフリガナを記入し、押印します。

### 経理担当者氏名

経理担当者の氏名を記入します。

## B 課税期間・表題

### 課税期間

個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年（1月1日から12月31日）です。なお、税務署から送付する申告書では、課税期間はあらかじめ印字してあります。

### 表題

表題のカッコ内に「確定」と記入します。

## C 付記事項・参考事項

### 割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計

特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準の「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

### 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

以下に示す課税標準額に対する消費税計算の特例を、売上げのすべて、又は一部に適用している場合には、「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

#### ○ 税込価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、税込価格と、価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を処理した金額）を領収書等に明示しており、端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法。

#### ○ 税抜価格を基礎として代金決済を行っている場合

総額表示義務の対象とならない取引について代金を領収するたびに、本体価格と、消費税及び地方消費税相当額とを、区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法（旧規則第22条第1項）。

### 控除税額の計算方法

申告書④ step.9（13ページ）で適用した計算方法に○印をつけます。

## D ①・②の内訳

### 課税標準額

4%分欄に、申告書① 課税標準額（10ページ）を転記します。旧税率の適用がある場合は、その分の金額を区分して記載します。

### 消費税額

4%分欄に、申告書② 消費税額（10ページ）を転記します。旧税率の適用がある場合は、その分の税額を区分して記載します。

### 基準期間の課税売上高

平成23年分の課税売上高を記入します。

## E 還付を受けようとする金融機関等

還付申告となる場合（申告書⑥欄の計算結果がマイナス（負の値）の場合）は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。

※預貯金口座の口座名義は、**申告者ご本人の氏名のみ**の口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。

- ・預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合
- ・名義が日姓のままである場合

※インターネット専用銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

### i 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

### ii ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

- ・他の金融機関との振込用の「店名（店番）」、「口座番号」は記入しないでください。
- ・記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。

### 記載例 ゆうちょ銀行の貯金口座を指定する場合

還付を受ける金融機関等	※記入不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記入不要	本店・支店 出張所 本所・支所
	※記入不要	預金	口座番号	※記入不要
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	/xxx0-xxxxxxxxxx		
	郵便局名等	※記入不要		

※ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

## F 税理士法に基づく書面を提出する場合

「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、該当する箇所に○印をつけます。

## G 税務署からの申告書の送付が不要な場合（消費税確定申告書用紙の右上）

翌年以降、申告書用紙の送付が不要な場合は、「翌年以降送付不要」欄に○印をつけます。

一連番号		翌年以降送付不要	<input type="checkbox"/>
要否	整理番号		

これで申告書は完成しました。完成した甲野商店の申告書を確認しましょう。

設例 甲野商店の申告書

G K O 3 0 1

第27-(1)号様式

平成26年3月14日 麹町 税務署長殿

納税地 千代田区霞ヶ関3-1-1  
(電話番号 03-3210-XXXX)

(フリガナ) コウノショウテン  
名称 甲野商店  
又は屋号

(フリガナ) コウノタロウ  
代表者氏名 甲野太郎  
又は氏名

経理担当者 乙野花子  
氏名

※ 一連番号  翌年以降送付不要

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 省略年月日

年 月 日

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

平成 年 月 日

18ページA参照

18ページG参照

18ページB参照

自平成25年1月1日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至平成25年12月31日

(中間申告 自平成 年 月 日) の場合の  
(対象期間 至平成 年 月 日)

平成 年 月 日

9~15ページ参照

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	24009000
消費税額	②	960360
控除過大調整税額	③	
控除対象仕入税額	④	789599
返還等対価に係る税額	⑤	
税貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計	⑦	789599
控除不足還付税額	⑧	
差引税額	⑨	170700
中間納付税額	⑩	00
納付税額	⑪	170700
中間納付還付税額	⑫	00
この申告書が修正申告である場合	⑬	
差引納付税額	⑭	00
課税売上高	⑮	24009523
割合	⑯	24359523

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除計算方法	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式	41
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除			

18ページC参照

18ページD参照

18ページE参照

16ページ参照

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰	
差引税額	⑱	170700
還付額	⑲	
譲渡割納税額	⑳	42600
中間納付譲渡割額	㉑	00
納付譲渡割額	㉒	42600
中間納付還付譲渡割額	㉓	00
この申告書が修正申告である場合	㉔	
差引納付譲渡割額	㉕	00

17ページ参照

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ⑳ 213300

課税標準額 24,009 千円

旧税率分 3% 分 千円

消費税率分 4% 分 960,360 円

旧税率分 3% 分 円

課税標準額 19,951,456 円

課税標準額 19,951,456 円

還付額 銀行 本店・支店  
金庫・組合 出張所  
農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

税理士 署名押印 (電話番号 - - )

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

18ページF参照

- はじめに
- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
  - 消費税の税額計算
  - 地方消費税の税額計算
  - その他の項目
- 申告と納付
- 所得税の決算額調整
- 下書き用申告書等

次に、申告書の提出と納付方法について説明します。

## 申告・納付の期限

平成 25 年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、**平成 26 年 3 月 31 日 (月)** です。  
 なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は平成 26 年 3 月 17 日 (月) ですので、お間違えのないようご注意ください。

## 申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3 通りあります。  
 なお、提出が必要な書類については、5 ページを参照してください。

1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する  
 確定申告書の提出は、郵便又は信書便による送付でも受け付けています。  
 ※ 郵便又は信書便により申告書を提出する場合、通信日付印を提出日とみなします。
2. 所轄の税務署の受付に提出する  
 ※ 受付時間外は時間外収受箱に投函してください。  
 ※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。
3. e-Tax で申告する (21 ページ をご覧ください)

## 納付方法

消費税及び地方消費税の納付方法は、3 通りあります。

1. 振替納税を利用する  
 振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。  
 振替納税を利用している場合は、確実に振替納付できるよう、預貯金残額をご確認ください。  
 平成 25 年分の消費税及び地方消費税の振替日は、**平成 26 年 4 月 24 日 (木)** です。  
 なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。  
 ※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税 (変更) の手続きが必要です。  
 ※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続きをしている方であっても、別途振替納税の手続きが必要です。
  2. 現金で納付する  
 現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関 (日本銀行歳入代理店) 又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。
- 納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。  
 ※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
3. e-Tax で納付する  
 自宅等からインターネットを利用して納付できます。詳しくは、e-Tax ホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。  
 ※ 申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

### 振替納税をお勧めします

振替納税のお申込みは、**平成 26 年 3 月 31 日 (月)** までにこの手引きの 28 ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからもダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。) にご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください。  
 ※ インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。

## 納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 平成 26 年 3 月 31 日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日まで	年「7.3%」と「特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合
平成 26 年 6 月 1 日以降	年「14.6%」と「特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておく、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

- ※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。住所地等の所轄の税務署にご相談ください。
- ※ 税務署では、納税者から国税の納付が困難である旨の申し出があった場合には、その実情に十分配慮した上で、納付の相談に応じています。このような場合には所轄の税務署にご相談ください。

## 確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告」をして正しい額に訂正する (※ 1)。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求」をして正しい額への訂正を求める (※ 2)。

- ※ 1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。
- ※ 2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から 5 年以内です。  
 ただし、平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来した消費税については、更正の請求ができる期間が法定申告期限から 1 年以内となりますので、ご注意ください。  
 なお、法定申告期限から 1 年を過ぎた場合であっても、増額更正ができる期間内 (3 年) であれば、「更正の申出書」を提出して、既に行った申告について正しい額に訂正すること (減額更正) を申し出ることができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。  
 ● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

## 税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

## 税抜経理方式による経理処理の場合等

税抜経理方式によっている場合には、消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳しいことは、税務署へおたずねいただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

### 税込経理方式と税抜経理方式の違い

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引対価の額とを、区分しないで経理する方式をいいます。税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引対価の額とを、区分して経理する方式をいいます。

### 社会保障と税の一体改革による主な消費税法改正の概要

#### ① 消費税率が引き上げられます。

消費税（地方消費税を含む。）の税率は、平成26年4月1日に、現行の5%から8%に引き上げられます。平成26年分において消費税の課税事業者となる場合、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものとに区分しておく必要があります。なお、税率引上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

#### ② 任意の中間申告制度が創設されました。

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間以後の6月中間申告対象期間について、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

なお、この改正は、平成27年分の中間申告から適用されます。

※ 消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

※ 事業者の皆様におかれましては、平成26年分の納税に向けて、引き続き計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をよろしく申し上げます。

申告書の作成は国税庁ホームページwww.nta.go.jpの



**確定申告書等作成コーナーから「e-Tax」で申告！**

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。



「e-Tax（電子申告）」を利用して申告すると・・・

#### 還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は3週間程度で処理しています（自宅や税理士事務所から e-Tax で1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。）。

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要ですが、有効期間は3年間です。）、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

#### 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。



※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

国税庁ホームページ

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等



〔表口〕

課 税 売 上 高 計 算 表

(平成 年分)

項 目		金 額
事業所得に係る課税売上高	営業 損益計算書の売上（収入）金額 （課税取引金額計算表（事業所得用）の①A欄の金額）	① 円
	①のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（事業所得用）の①B欄の金額）	②
	差引課税売上高（①-②） （課税取引金額計算表（事業所得用）の①C欄の金額）	③
	農業 損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（農業所得用）の④A欄の金額）	④
	④のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（農業所得用）の④B欄の金額）	⑤
	差引課税売上高（④-⑤） （課税取引金額計算表（農業所得用）の④C欄の金額）	⑥
不動産所得に係る課税売上高	課税 損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④A欄の金額）	⑦
	⑦のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④B欄の金額）	⑧
	差引課税売上高（⑦-⑧） （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④C欄の金額）	⑨
課税所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額	⑩
	⑩のうち、課税売上げにならないもの	⑪
	差引課税売上高（⑩-⑪）	⑫
業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑬
	⑬のうち、課税売上げにならないもの	⑭
	差引課税売上高（⑬-⑭）	⑮
課税売上高の合計額（③+⑥+⑨+⑫+⑮）		⑯
課税標準額の計算	(⑯欄の金額) $\frac{\text{円} \times 100}{105}$ 税抜経理方式によっている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑰
	⑰欄の金額を申告書（一般用・簡易課税用）の「①」欄に記入します（1,000円未満の端数切捨て）。	

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

〔表八〕

課 税 仕 入 高 計 算 表

(平成 年分)

項 目		金 額
事業所得に係る課税仕入高	営業	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計 (課税取引金額計算表(事業所得用)の③A欄の金額と③A欄の金額の合計額)
	等	①のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(事業所得用)の③B欄の金額と③B欄の金額の合計額)
		差引課税仕入高(①-②) (課税取引金額計算表(事業所得用)の③C欄の金額と③C欄の金額の合計額)
	農	損益計算書の経費の合計額 (課税取引金額計算表(農業所得用)の③A欄の金額)
		④のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(農業所得用)の③B欄の金額)
		差引課税仕入高(④-⑤) (課税取引金額計算表(農業所得用)の③C欄の金額)
不動産所得に係る課税仕入高	損益計算書の必要経費の合計額 (課税取引金額計算表(不動産所得用)の⑭A欄の金額)	
	⑦のうち、課税仕入れにならないもの (課税取引金額計算表(不動産所得用)の⑭B欄の金額)	
	差引課税仕入高(⑦-⑧) (課税取引金額計算表(不動産所得用)の⑭C欄の金額)	
課税所得に係る課税仕入高	損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	
	⑩のうち、課税仕入れにならないもの	
	差引課税仕入高(⑩-⑪)	
業務用資産の取得に係る課税仕入高	業務用固定資産等の取得費	
	⑬のうち、課税仕入れにならないもの	
	差引課税仕入高(⑬-⑭)	
課税仕入高の合計額(③+⑥+⑨+⑫+⑮)		
課税仕入れに係る消費税額の計算	(⑯の金額)  $\frac{\text{円} \times 4}{105}$ 税抜経理方式によっている場合は、⑯欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	

(1円未満の端数切捨て)

# 付表2 控除対象仕入税額の計算表（一般用）

この計算表は見本です。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
項 目		金 額			
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①			円
	免 税 売 上 額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			※申告書の⑮欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			
	非 課 税 売 上 額	⑥			
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			※申告書の⑯欄へ
	課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)			[                      %]	※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧			※注2参照
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×4/105)	⑨			※注3参照
	課税貨物に係る消費税額	⑩			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪)	⑫			
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額)	⑬			
課 税 5 税 95 売 億 売 % 上 円 上 未 高 超 割 満 が 又 合 の は が 場 合	個別対応方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭		
		⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑮		
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [ ⑭ + ( ⑮ × ④ / ⑦ ) ]	⑯		
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑫ × ④ / ⑦)	⑰		
控 除 の 税 調 整 額 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑬、⑯又は⑰の金額) ± ⑱ ± ⑲]がプラスの時	⑳			※申告書の④欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑬、⑯又は⑰の金額) ± ⑱ ± ⑲]がマイナスの時	㉑			※申告書の③欄へ
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉒			※申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

- 2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。
- 3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額}⑨ = \left( \text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{4}{105} \right) - \left( \text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{4}{105} \right)$$

- 4 ⑳欄と㉑欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

- はじめに
- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
  - 消費税の税額計算
  - 地方消費税の税額計算
  - その他の項目
- 申告と納付
- 所得税の決算額調整
- 下書き用申告書等

# 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）

この申告書は見本です。

第27-(1)号様式

平成 年 月 日 取受印	税務署長殿
納税地 (フリガナ) 名称 又は屋号 (電話番号 - - )	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	印
経理担当者 氏名	

※	一連番号	翌年以降送付不要
所信	要否	整理番号
申告年月日	平成 年 月 日	
申告区分	指導等	庁指定 局指定
通信日付印	確認印	省略年月日
年 月 日		年 月 日
指導年月日	相談	区分1 区分2 区分3
平成		

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

## 課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

( 中間申告 自 平成 年 月 日 )  
の場合の  
対象期間 至 平成 年 月 日

平成九年四月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十円	
課税標準額	①	000	03
消費税額	②		06
控除過大調整税額	③		07
控除税額	控除対象仕入税額	④	08
	返還等対価に係る税額	⑤	09
	貸倒れに係る税額	⑥	10
控除税額小計	⑦		
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	00	15
中間納付税額	⑩	00	16
納付税額	⑪	00	17
中間納付還付税額	⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	19
	差引納付税額	⑭	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	51
	差引税額	⑱	52
譲渡割額	還付額	⑲	53
	納税額	⑳	54
中間納付譲渡割額	㉑	00	55
納付譲渡割額	㉒	00	56
中間納付還付譲渡割額	㉓	00	57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	58
	差引納付譲渡割額	㉕	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖		60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31	
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32	
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33	
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34	
	参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
		課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	個別対応方式	<input type="checkbox"/>			41
			一括比例方式	<input type="checkbox"/>			
	上記以外	<input type="checkbox"/>			全額控除		
	の消費税率	① 課税標準額	4%分		千円		
			旧税率分		千円		
② 消費税率		4%分		円			
		旧税率分		円			
基準期間の課税売上高			円				
還付を受ける場合	銀行	本店・支店					
	金庫・組合	出張所					
	農協・漁協	本所・支所					
	預金	口座番号					
ゆうちょ銀行の貯金記号番号		-					
	郵便局名等						
※税務署整理欄							
税理士署名押印					印		
(電話番号 - - )							
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有						
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有						

㉖ = (⑪+㉒) - (⑧+⑫+⑲+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑭+㉕  
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

# 消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、おおよその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

なお、判定が難しい場合や、さらに詳しく知りたい場合は、税務署におたずねください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
売上（収入）金額（雑収入を含む）	△	【非課税となるもの】 社会保険診療収入、商品券等の販売代金、土地売却代金、受取利息、住宅家賃 【消費税の対象とならないもの】 保険金、国外取引収入、対価性のない補助金 【免税となるもの】 輸出入取引等収入
期首商品棚卸高	×	(注)
仕入金額	△	土地購入代金、商品券等仕入代金、運送保険料
小計		
期末商品棚卸高	×	(注)
差引原価		
差引金額		
租税公課	▽	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体・商店会等の通常会費
荷造運賃	△	国際運賃
水道光熱費	○	
旅費交通費	△	海外渡航費・滞在費
通信費	△	国際通信・国際郵便料金
広告宣伝費	△	テレホンカード等の購入費
接待交際費	△	慶弔費・饗別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
損害保険料	×	すべて課税仕入れになりません。
修繕費	○	
消耗品費	○	
減価償却費	×	すべて課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
福利厚生費	▽	健康保険料などの法定福利費、慶弔費(慰安旅行費等は課税仕入れ)
給料賃金	▽	給料・賞与・退職金(通勤手当は課税仕入れ)
外注工賃	○	
利子割引料	×	すべて課税仕入れになりません。
地代家賃	△	地代、住宅家賃
貸倒金	×	(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
支払手数料	△	登記・免許・特許等の法令に基づく行政手数料
雑費	△	損害賠償金
計		
差引金額		
貸倒引当金繰戻し	×	
専従者給与	×	
貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		
青色申告特別控除額	×	
所得金額		

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
販売金額	△	【免税となるもの】 輸出入取引等収入
家事消費金額	○	
事業消費金額	▽	種苗等による事業消費
雑収入	△	【非課税となるもの】 受取利息 【消費税の対象とならないもの】 対価性のない補助金、保険金
小計		
農産物の棚卸高		(注)
期末		(注)
計		
租税公課	▽	印紙税、固定資産税、自動車税
種苗費	△	自給分
素畜費	△	自給分
肥料費	△	自給分
飼料費	△	自給分
農具費	○	
農薬・衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	○	
動力光熱費	○	
作業用衣料費	○	
農業共済掛金	×	すべて課税仕入れになりません。
減価償却費	×	すべて課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
荷造運賃手数料	△	国際運賃
雇人費	▽	雇用労賃 (ただし雇人の賄費などは課税仕入れ)
利子割引料	×	すべて課税仕入れになりません。
地代・賃借料	△	地代
土地改良費	▽	経常賦課金、道路や用水路等に係る特別賦課金 (注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
貸倒金	×	
雑費	△	損害賠償金
小計		
農産物以外の棚卸高		(注)
期末		(注)
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用		未成熟の果樹等から生じた収入金額を育成費用から差し引いている場合は、課税売上高に加算してください。
計		
差引金額		
貸倒引当金繰戻し	×	
専従者給与	×	
貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		
青色申告特別控除額	×	
所得金額		

注 平成24年が免税事業者であった場合、もしくは平成26年に免税事業者となる場合には、消費税の調整額の計算が必要です。詳しくは、12ページ step.7 をご覧ください。

判定表の記号の意味は、次のとおりです。

○..... 課税売上げ（仕入れ）になるもの

×..... 課税売上げ（仕入れ）にならないもの

△..... 大部分は課税売上げ（仕入れ）になるが、課税売上げ（仕入れ）にならないものもあるもの

▽..... 大部分は課税売上げ（仕入れ）にならないが、課税売上げ（仕入れ）になるものもあるもの

はじめに

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

# 振替納税の新規（変更）申込み

※このページを切り離して振替依頼書としてご利用できます。

消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、次の「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

- 振替納税（口座振替）は全国の銀行（ゆうちょ銀行を含みます。）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。  
※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。  
また、インターネット専用銀行等の一部金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用になれない場合があります。
- 提出の際には申告書に貼らないでください。

**【注意】** 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

（金融機関経由印）

## 納付書送付依頼書

（提出先の税務署名を書いてください。）

税務署長あて

氏名

印

私が納付する

- 申告所得税及復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分）
  - 消費税及地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)）
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合訂正印は不要です。

について、

平成 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関宛に送付してください。

※税務署整理欄

（整理番号）	□□□□□□□□	（金融機関番号）	□□□□□□□□
（振替区分）	□	（入力日付）	□□□□□□
		（送付日付）	□□□□□□

## 預貯金口座振替依頼書

（この依頼書の提出年月日を書きます。）

金融機関名

平成 年 月 日

銀行・信用金庫  
労働金庫・信用組合  
漁協・農協

本店・支店  
本所・支所  
出張所・御中

あなた（〒 - ） 電話（ ）

あなたの住所（申告納税地）

氏名（フリガナ）

（金融機関お届け印）

銀行等（ゆうちょ銀行以外）	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納税準備
	口座番号	□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□
ゆうちょ銀行	記号番号	1	0	□□□□□□□□
		□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□

金融機関使用欄

□□□□□□□□	□□□□□□□□
----------	----------

税務署から私名義の納付書が貴店（組合）に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- 申告所得税及復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分）
  - 消費税及地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)）
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日（休日の場合は翌取引日）

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店（組合）に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

### 約 定（必ず確認してください。）

- 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- この口座振替契約は、貴店（組合）が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から（納税貯蓄組合長を経由して）指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店（組合）の責によるものを除き、貴店（組合）には迷惑をかけません。

口座振替の利用を開始する申告書の納期限以前の日付を書きます。

ゆうちょ銀行の場合は支店名等の記入は不要です。

預貯金口座の名義を書きます。

ゆうちょ銀行以外の銀行等の場合は、預金の種類を○で囲み口座番号を書きます。

ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号をそれぞれ書きます。

氏名を書きます。押印をします。

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

口座振替をする金融機関の名称・支店名等を書きます。

あなたの住所等を書きます。

あなたの住所と申告書に書いた住所が違つ場合には申告書の住所を書きます。

預貯金口座の届出印を押印します。印影が不鮮明な場合は、横に押印し直してください。

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

このページは切り離してご利用ください。